

■ 4条1項11号

不服 2020-8357

<本願商標>

「a n a n a」(標準文字)

第25類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊靴，運動用特殊衣服」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1：「ANANAS」(標準文字)

第25類「洋服，コート，セーター類，ワイシャツ類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽，和服，エプロン，えり巻き，靴下，ゲートル，毛皮製ストール，ショール，スカーフ，足袋，足袋カバー，手袋，布製幼児用おしめ，ネクタイ，ネッカチーフ，バンダナ，保温用サポーター，マフラー，耳覆い，ずきん，すげがさ，ナイトキャップ，ヘルメット，帽子，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，靴類（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。），靴合わせくぎ，靴くぎ，靴の引き手，靴びょう，靴保護金具，げた，草履類，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。），乗馬靴」

引用商標2：「ANANAS」(標準文字)

第35類「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

引用商標3： A N A N N A

第25類「下着，被服，履物，仮装用衣服，運動用特殊靴，運動用特殊衣服」及び第35類「化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する

便益の提供、身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、電気機械器具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、手動利器・手動工具及び金具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、商品の販売に関する情報の提供、販売を目的とした各種通信媒体による商品の紹介、消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供」、並びに第3類及び第44類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品及び役務を指定商品及び指定役務

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は、「a n a n a」の欧文字を標準文字で表してなるところ、当該欧文字は辞書等に成語として掲載されていないものであって、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として認識されるものであるから、我が国において広く親しまれているローマ字読み又は英語読みに倣って、「アナナ」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標

ア 引用商標 1 及び引用商標 2

引用商標 1 及び引用商標 2 は、「ANANAS」の欧文字を標準文字で表してなるところ、当該欧文字は、「パイナップル科アナナス属の植物の総称」の意味を有する英語であるとしても、当該語が我が国において一般的に親しまれ知られているとはいえ、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として認識されるものであるから、我が国において広く親しまれているローマ字読み又は英語読みに倣って、「アナナス」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものである。

イ 引用商標 3

引用商標 3 は、「ANANNA」の欧文字を横書きしてなるところ、当該欧文字は辞書等に成語として掲載されていないものであって、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として認識されるものであるから、我が国において広く親しまれているローマ字読み又は英語読みに倣って、「アナンナ」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

ア 本願商標と引用商標 1 及び引用商標 2 の類否

本願商標と引用商標 1 及び引用商標 2 の類否を検討すると、外観においては、語尾の「S」の有無及び小文字か大文字かの差異を有しており、これらの差異が、5文字と6文字という比較的短い文字構成からなる両商標の外観全体の視覚的印象に与える影響は小さいものとはいいないから、両者は相紛れるおそれのないものとみるのが相当である。

次に、本願商標から生じる「アナナ」の称呼と引用商標 1 及び引用商標 2 から生じる「アナナス」の称呼を比較すると、両者は、語尾において「ス」の音の有無という差異を有し、前者は3音、後者は4音という短い音構成においては、「ス」の音の有無の相違が両称呼全体に与える影響は大きく、それぞれを一連に称呼しても、語調、語感が相違し、明瞭に聴別し得るものである。

さらに、観念においては、両者はいずれも特定の観念を生じないものであるから比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標 1 及び引用商標 2 とは、観念において比較できないものの、外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであるから、両者の外観、称呼及び観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は非類似の商標と判断するのが相当である。

イ 本願商標と引用商標 3 の類否

本願商標と引用商標 3 の類否を検討すると、外観においては、1文字目から4文字目までは同じつづりであるものの大文字と小文字の差異を有し、5文字目及び6文字目は「a」と「NA」の差異を有しているところ、これらの差異が、5文字及び6文字という比較的短い文字構成からなる両商標の外観全体の視覚的印象に与える影響は小さいものとはいえないから、両者は相紛れるおそれのないものとみるのが相当である。

次に、本願商標から生じる「アナナ」の称呼と引用商標 3 から生じる「アナンナ」の称呼を比較すると、両者は、3音目において「ン」の音の有無という差異を有しているところ、前者は3音、後者は4音という短い音構成において、「ン」の音の有無の相違が両称呼全体に与える影響は大きく、それぞれを一連に称呼しても、語調、語感が相違し、明瞭に聴別し得るものである。

さらに、観念においては、両者はいずれも特定の観念を生じないものであるから比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標3とは、観念において比較できないものの、外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであるから、両者の外観、称呼及び観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は非類似の商標と判断するのが相当である。

ウ さらに、他に本願商標と引用商標が類似するというべき事情は見いだせない。

(4) 以上により、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定商品又は指定役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「a n a n a」と引用商標1及び引用商標2「ANANAS」並びに引用商標3「ANANNA」は、観念において比較できないものの、外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであるから、両者の外観、称呼及び観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は非類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

「ANANAS」には「パイナップル科アナナス属の植物の総称」といった意味合いがあるようですが、本願商標と引用商標1及び2は、実質的には、大文字・小文字の表記と語尾におけるアルファベット「S」の有無の違いしかありません。

従来より、語尾の「S」の有無に違いがある商標の類否判断においては、非類似となるケースが比較的多いように思われます。たとえば、異議 2019-900368 では、本件商標「CLAIRE」と引用商標「Claire's」は、「非類似の商標」と判断されています（ただし、この事件では、アポストロフィーの有無の違いもあります）。

一方で、わりと最近の審決では、このような差異を有する商標が類似と判断された例も、チラホラと見受けられます。たとえば、不服 2019-27 では、本願商標「SAINT」と引用商標「SAINTS」は、「類似の商標」と判断されています（ただし、この事件では、指定商品が非類似であることを理由に、最終的には4条1項11号非該当とされました）。

これらの例を見てみると、大文字・小文字の表記の違いが類否判断に与える影響というのが小さくはないと考えられそうですが、「a n a n a」や「ANANAS」が一般的な日本人にとっては馴染みのない語であることを踏まえたと、本当に両者が容易に判別可能であろうかという疑問が残ります。

特に、第25類の指定商品の性質を考えますと、それほど目立つように表示されるわけではないでしょうし、商品によってはきわめて小さく表示される場合もあるでしょう。需要者の注意力も、それほど高いとは言えない商品分野です。

以上によれば、両商標が「類似の商標」だと考えられる余地もあつたのではなかろうかというのが、当職の正直な感想です。

なお、第25類の指定商品であるという点を踏まえると、引用商標3「ANANNA」との外観上の紛らわしさも、もう少し考慮されても良かったような気がします。

(弁理士 永露 祥生)

< 2020年12月24日 >